

平成28年9月26日

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー

KDDI株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-265-9259)

再お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当法人の平成28年4月19日付お問い合わせに対し、早速ご回答頂いてありがとうございました。貴社のご回答を検討しました結果、再度、貴社に対し、下記の事項について照会いたします。お忙しいところ恐縮ですが、平成28年10月26日までに、上記連絡先に書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本お問い合わせの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本お問い合わせ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

再お問い合わせ事項

平成28年5月19日付貴社回答書（以下「貴社回答書」と言います）によれば、貴社は、平成27年11月に行われた「au（LTE）通信サービス契約約款」の変更については、貴社ホームページに掲示し、併せてLTEフラットを契約している顧客に対し、請求書にて周知したとのことですが、このうち、電気通信事業法施行規則（平成28年5月19日改正前のもの）22条の2の2第2項に定める「書面」又は「電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、（中略）説明することに了解した」ことを示すものは、具体的には、貴社回答書のどの添付資料のどの部分にあたりますか。

仮に、上記「書面」又は「電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、（中略）説明することに了解した」ことを示すものが貴社回答書の添付資料にない場合、これらを開示してください。

※電気通信事業法施行規則22条の2の2（平成28年5月19日改正前のもの）

① 略

② 法第26条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第6号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一～六 略

③～⑥ 略

以 上